

所得税・村県民税 課税と徴収（普通徴収、特別徴収）の時期について

村県民税は前年中の所得金額を基準として、毎年6月に本算定を行い課税と徴収（普通徴収、特別徴収）を行います。わかりやすく次のとおり図にして表してみました。

●村県民税特別徴収について

前年中の所得金額により課税した村県民税は、6月の本算定時から翌年の5月まで給与から天引き（特別徴収）します。

平成27年度												平成28年度												平成29年度												平成30年度											
平成28年分は翌年の6月に計算 (1月1日～12月31日)												平成29年分は翌年の6月に計算 (1月1日～12月31日)												平成30年分は翌年の6月に計算 (1月1日～12月31日)																							
12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
平成27年度の村県民税												平成28年度の村県民税												平成29年度の村県民税												平成30年度の村県民税											
平成26年分の所得金額により 課税、特別徴収												平成27年分の所得金額により課税、特別徴収												平成28年分の所得金額により課税、特別徴収												平成29年分の所得金額により 課税、特別徴収(翌年5月まで)											
12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月

●住民税普通徴収について

前年中の所得金額により課税した村県民税は、6月の本算定時から納税通知書（納付書）を送付しますので、6月、8月、9月、11月の年4回、役場窓口か金融機関などの窓口で支払います。（普通徴収）[会社を退職した場合など、給与から天引きできない人など]

平成27年度												平成28年度												平成29年度												平成30年度											
平成27年度の村県民税												平成28年度の村県民税												平成29年度の村県民税												平成30年度の村県民税											
平成26年分の所得金額により 課税、普通徴収												平成27年分の所得金額により課税、普通徴収												平成28年分の所得金額により課税、普通徴収												平成29年分の所得金額により 課税、普通徴収											
12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月